

Athletic Club 弘前 規約

第1条（名称）

本クラブの名称は、Athletic Club 弘前（略称「AC 弘前、以下「本クラブ」という）とする。

第2条（目的）

本クラブはサッカー・フットサルの競技力向上を通して、少年少女の健全な身体と精神の育成を図ることを目的とする。

第3条（構成）

本クラブは園児スクール（年中・年長）、スクール（小学1年生～2年生）、クラブ（年中～中学3年生）で構成する。

第4条（会員）

本クラブの会員（以下「会員」という）は以下の通りとする。

- 1.園児スクール生とその保護者
- 2.スクール生とその保護者
- 3.クラブ生とその保護者

第5条（入会資格）

本規約に同意及び遵守することができる者で、本クラブが入会に適していると認めた者とする。

第6条（体験参加）

園児スクール・スクール・クラブの練習への体験参加は、原則2回までとする。

第7条（入会方法）

- ・入会申込書・誓約書に必要事項を記入して提出する。
- ・入会金・年会費・スポーツ保険・登録費・月会費を納める。
- ・移籍の場合は所属元のチームへの報告・了承を得ていることをもって入会を許可する。

第8条（会費納入方法）

- ・会員は所定の会費を納入するものとする。
- ・月会費は毎月末日に指定の口座から翌月分を振替する。
※土曜日・日曜日の場合は翌月最初の平日に振替する。

第9条（会費の不返還）

会場等の都合や天候により予定していた活動が行われなかった場合は中止となり、会費の返還はしない。

第10条（休会・退会）

- ・希望する場合は、休会・退会する月の20日までに本クラブに申請する。申請方法は、口頭または本クラブと会員間の連絡手段として使用しているGmailから申請する。
- ・21日以降に希望した場合は、手続きに多少の時間が必要になる場合がある。

第11条（除名）

下記項目のいずれかに該当し、本クラブからのお願いや注意喚起を経ても改善の見込みがない場合、除名を決定する一切の権限は本クラブにあり、それに対して異議申し立てはできず受け付けない。

- ・クラブ誓約書の内容に違反した場合
- ・本クラブの活動に支障をきたした場合
- ・著しく公序良俗に反する場合
- ・会費を6ヶ月以上滞納した場合

第12条（練習中止）

1. 練習会場の予約ができなかった場合
 2. 悪天候や会場不良の場合
 3. 怪我や事故等の緊急時、台風等の災害時の場合
- 上記に該当する場合は中止にする場合がある。

第13条（連絡）

予定や出欠の確認、練習の中止や時間変更、会場変更の連絡はメールで直接保護者に連絡する。入会時に保護者のメールアドレスを連絡ツールへ登録する。

第14条（保険）

1. 園児スクール生・スクール生・クラブ生は「スポーツ安全保険」に加入するが、保険の手続きは本クラブで行い、スポーツ保険登録料は入会時に徴収する。
2. クラブ活動中及び往復途中での事故に対しての補償は加入する保険約定の範囲内で代書する。

第15条（免責事項）

本クラブ指導者の管理外で生じた事故や盗難、また本クラブの管理内であっても、本クラブ指導者の指示に従わず生じた事故や盗難、それに伴う負傷についてはその責任を一切負わない。

第 16 条（個人情報）

入会申込書に記載された個人情報はクラブ運営と活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。

第 17 条（写真・映像の使用）

活動中に記録された写真・映像・音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。これは本クラブの広報活動や活動記録のために使用するものであり、ホームページやその他媒体、資料や取材などに使用することを目的としている。

第 18 条（本クラブ以外での活動）

本クラブ以外での習い事・サッカーチーム・スクール等で活動する場合、原則として本クラブの活動を優先すること。習い事・サッカーチーム・スクール等での活動を優先する場合は事前に本クラブに報告すること。

第 19 条（規約改正）

本クラブは、必要に応じて随時本規約を改定することができる。本規約に定めない事項については細則を定めることができるものとする。

第 20 条（施行）

〔施行〕

本規約は 2008 年 2 月から施行するものとする。

〔改定〕

本規約は 2016 年 10 月改定、施行するものとする。

〔改定〕

本規約は 2024 年 2 月改定、施行するものとする。